

議案第36号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年6月1日から適用する。

提案理由

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）が公布されたことに伴い、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項が改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたため、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

平成28年9月12日原案可決